

岡崎市共同機械施設整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 本市の農業生産は、長期にわたる米の生産調整の中、麦・大豆を組み合わせた水田営農の活性化、土地利用型農業の振興に努めているが、今後とも販売面に考慮した生産と、より一層の生産コストの低減を図っていく必要がある。

この要綱は、生産・出荷基盤の整備近代化を図りながらその実態に即した総合的かつきめ細かい施策を展開することにより、生産者及び生産者団体が厳しい地域間競争に対応していくことを目的に予算の範囲内において支出する岡崎市共同機械施設整備事業費補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものであり、補助金の交付及び事業の実施に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年規則第3号、以下「規則」という。)によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(一般的基準)

第2条 補助事業は、単年度で完了するものとする。

2 国庫補助事業又は県費補助事業によるものは、別途当該事業の要綱及び要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 この事業の実施主体は、あいち三河農業協同組合(以下「農協」という。)及び地域の農業者で組織する経営体(以下「地域営農組織」という。)とし、次条に掲げる事業に対し補助金を支出する。

(補助対象事業)

第4条 補助事業の内容は、次のとおりとする。

事業種目	対象事業の内容	対象施設
乾燥調製施設整備事業	貯蔵乾燥ビン、送風機、搬送機器、乾燥機建物、集排じん機、出荷施設その他施設の整備・改修	米・麦・大豆の乾燥、調製を行う施設及びその機能を補完する施設
水稻育苗施設整備事業	育苗舎、育苗用機械機具、その他施設の整備・改修	各水稻育苗施設及びその機能を補完する施設
共同利用促進農業機械導入事業	おおむね20ha以上を耕作する水稻・麦・大豆用農業用機械導入	栽培用機械、移植用機械、収穫用機械、防除用機械動力機械器具

2 この事業は、次の要件に適合するものでなければならない。

- (1) 地域の実態に即し、農業経営の向上及び生産コストの低減に役立つものであること。
 - (2) 人・農地プラン、水田フル活用ビジョン等各種農業計画の方向に即したものであること。
 - (3) ③にあっては、作業の抜本的な省力化対策に組織的に取り組むために必要とされる先進的な機械の導入、もしくは効率的利用が期待できる機械の導入に限る。
- 3 用地の買収又は、賃借に要する費用及び補償費は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、事業経費の3分の1以内とし、当該額が予算の額を超える場合には、予算の額とする。

ただし、国庫補助事業又は県費補助事業に採択されたものについては、その補助率及び交付決定額による。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとするものは、岡崎市共同機械施設整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に以下に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 実施設計書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了したときは岡崎市共同機械施設整備事業費補助金実績報告書(様式第2号)に以下に掲げる書類を添え、当該事業の完了後10日以内(10日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間)に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 事業実績書
- (3) 出来高設計書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第6条第2項のただし書きにより、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項のただし書きにより、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

(補助金の精算)

第11条 前条の規定による補助金の概算払を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保

に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。

- 2 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

（検査等）

第13条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（附 則）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（附 則）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

岡崎市共同機械施設整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(申請者) 所在地

団体名

代表者名

()

() 本人 (代表者) が手書きしない場合は、記名押印してください。

岡崎市共同機械施設整備事業について、次のとおり補助金を交付してください。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の完了予定期日
年 月 日
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類

様式第2号(第8条関係)

岡崎市共同機械施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)岡崎市長

(申請者)所在地

団体名

代表者名 ()

()本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で補助金の交付決定があった事業は、次のとおり完了しましたので報告します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 ￥ .

精算額 ￥ .

4 補助事業の成果

5 添付書類